

美術の窓(110)

美術館政策・施策への提言

大和文華館館長 浅野秀剛

美術館業というのは、基本的に赤字の業種である。日本にも稀に黒字経営の私立美術館があるが、それは本当に特殊な例であって、国公立の美術館のすべてと大半の私立美術館は赤字である。それは世界的に見ても変わらない。ルーブル美術館や大英博物館やメトロポリタン美術館がどんなに多く人を集めても、入館料や物品販売収入だけではとても経営が維持できない。税金や寄付、基金の運用などに頼らざるを得ないのである。日本の国公立美術館の場合、寄付や基金の運用などに期待することはできないので、かなりの部分、国や自治体に依存することになる。私立美術館の場合も、企業や個人の拠出に頼って運営している館が大半である。換言すれば、国や自治体、企業や個人が出すことのできる範囲のお金でしか運営ができないということになる。どうやっても運営が困難ということになれば閉館するしかない。大きく報道されることはないが、町村立の小さな美術館・博物館で、閉館したか、閉館同然のところはかなりある。

国立の美術館・博物館を例に挙げれば、事業収入、国からもらうお金、寄付金などのお金で予算を組むことになる。独立行政法人である国立館は、毎年少しずつ国のお金を減らすことになっているから、前年と同規模の予算を組むには、事業収入や寄付金などを増やすしかない。昨今、小中学

生を無料にする館が増えていますが、単純に言えば、その分収入が減る。市内の小中学生を最低一回は美術館に、という市があるが、その負担は市民が負っているのである。もっと分かりやすい例は公立図書館である。公立図書館の利用は法律で無料と定められているから、利用が増えれば増えるほど設備や蔵書そして対応する人を増やさなければならず、投入する税金が増えるという事態になる。そうなった時には、住民はその負担を覚悟して予算の増額を行政に要求しなければならない。

補正予算で話題になった、俗称「アニメの殿堂」の場合、景気対策で建物を作ったにしても、毎年の運営費は確実に負担しなければならない。人件費等を含めて独立採算というのは現実離れしている。私を含めて、「アニメの殿堂」を作ってきたと運営できるのであれば反対する人はほとんどいない。しかし、国は、九州国立博物館、六本木の国立新美術館と美術館・博物館を増やしてきたが、その都度既存の美術館・博物館の人と予算が削られている。新しい箱物を作る場合、その運営費をきちんと負担できる見通しを立てないで計画を進めると、つまり美術館・博物館の予算の総枠を増やすという前提で計画を立てないと、既存の施設の運営費削減で対応することになる。それは悲しい文化行政といわ

なければならない。

日本博物館協会の調査によると、平成18年度からは新規に開館する館よりも閉館する館の方が多くなっている。博物館の延べ総入館者数も一本調子で増加してはいない。博物館も明らかに低成長の時代を迎えているのである。ただ平成19年度の美術館の延べ総入館者数が4千万余であるから、努力すれば、まだまだ入館者を増やすことはできる。私たち美術館人は、それぞれの立場で来館者を増やす努力をしなければならない。自身が所属する館を、地域の人が親しみをもてる館にするともに、旅の人に魅力的に映る館にしなければならない。そういうことを前提に、私見として、中長期的に日本の美術館のために望みたい政策・施策を挙げると次のようになる。

①首都圏における企画展の漸減

日本の美術館は企画展が多過ぎて、人も金も企画も疲弊している。首都圏は特に多過ぎる。国立館など大きな館ほど積極的に減らすべきである。魅力的な企画展は意義があるが、平常展の軽視、著名作品の酷使など、昨今は弊害が際立つ。同時にマスメディアの企画展への過度な関与も改善すべきであろう。それはマスメディアの疲弊、メディアによる批評の不在、知名度格差(作家や作品の知名度によって動員力が決定づけられるので知名度の低い作家・作品は企画展に取り上げられにくくなる)の拡大など、これも昨今の弊害が際立つ。

②指定管理者制度の見直し
公の施設における指定管理者制度は美術館にはなじまない。しかし、本質は制度の問題ではない。従来からある直営でも、財団への管理委託でも、

本当に改革・改善しようと思えば、制度的な障害はない。最もシンプルな直営が、最も効率が良いともいえるのである。

③著作権法の改正

現行では、作者(著作権者)の了解なしには所蔵品の図版掲載ができない。美術品が文学作品や音楽などと本質的に異なるのは、原作品が物として存在し、その物が絶対で、その物が売買されるということである。通常、美術品はかなりの額の対価を払って所有者が購入している。そこで、美術品の著作権は、作者と所有者の両者に認められるべきだと思う。

④美術展の展示品に対する国家補償の制度化

現在の日本には、美術展の展示品に対する国家補償制度がないのでその部分を民間の保険でカバーしている。国家補償とは、簡単に言えば、展示品が損害を受けた場合、その損害を国家が補償する制度である。国家補償があれば、主催者の保険負担は格段に軽減され、企画展のコストが大幅に下がり、結果的に観覧者の利益になることは間違いない。国家の負担は、飛行機事故でもない限り、微々たるものである。旧G7の全部の国が実施している国家補償を日本が実施しない理由はない。

⑤登録美術品制度の普及

日本では、相続税を払いたくないために美術品を所有していることを隠すということが昔から行われてきた。平成10年にできた登録美術品制度は個人等が所有する美術品の公開を促進する制度であるが、美術品の物納をし易くしたという意味でも画期的な制度である。美術品に対する脱税を防ぐためにも、この制度を利用して美術品を事前に登録・公開し、物納できる環境を整えることをお勧めしたい。

季刊 美のたより No.168

平成21年10月4日

発行 大和文華館